

北海道循環器病対策推進計画（仮称）骨子（案）について

第1章 はじめに

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間

第2章 循環器病の特徴並びに循環器病対策に係るこれまでの取組及び課題

第3章 全体目標

- 1 基本方針
 - (1) 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発
 - (2) 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実
 - (3) 循環器病の研究推進

第4章 個別施策

- 1 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発
- 2 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実
 - (1) 循環器病を予防する健診の普及や取組の推進
 - (2) 救急搬送体制の整備
 - (3) 救急医療の確保をはじめとした循環器病に係る医療提供体制の構築
 - (4) 社会連携に基づく循環器病対策・循環器病患者支援
 - (5) リハビリテーション等の取組
 - (6) 循環器病に関する適切な情報提供・相談支援
 - (7) 循環器病の緩和ケア
 - (8) 循環器病の後遺症を有する者に対する支援
 - (9) 治療と仕事の両立支援・就労支援
 - (10) 小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策
- 3 循環器病の研究推進

第5章 循環器病対策の総合的かつ計画的な推進の確保のために必要な事項

<本文イメージ>

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

国や道における循環器病の現状や、これまでの循環器病対策の取組みなどを踏まえ、本計画を策定する趣旨を記載します。

2 計画の位置づけ

国の「循環器病対策推進基本計画」を基本とし、「北海道医療計画」、「北海道健康増進計画」等の関連計画との整合性を図ることなどを記載します。

3 計画の期間

この計画は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とします。

※令和6年度以降は、「北海道医療計画」に合わせ、6年間の計画とします。

第2章 循環器病の特徴並びに循環器病対策に係るこれまでの取組及び課題

本道における脳卒中、心臓病その他の循環器病を取り巻く現状と課題について記載します。

第3章 全体目標

法の基本理念のもと、本道の実情を踏まえた施策を展開し、「健康寿命の延伸」及び「循環器病の年齢調整死亡率の減少」を目指すことについて記載します。

1 基本方針

(1) 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発

全体目標を達成するための方針として、「循環器病の予防や正しい知識の普及啓発」に取り組むことについて記載します。

(2) 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実

全体目標を達成するための方針として、「保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実」に取り組むことについて記載します。

(3) 循環器病の研究推進

全体目標を達成するための方針として、「循環器病の研究推進」に取り組むことについて記載します。

第4章 個別施策

全体目標を達成するため、個別施策の「現状と課題」「施策の方向性」について記載します。

1 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発

「循環器病の予防や正しい知識の普及啓発」に関する現状や課題を整理のうえ、施策の方向性等を記載します。

2 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実

次の項目ごとに、現状や課題を整理のうえ、取り組むべき施策の方向性等を記載します。

- (1) 循環器病を予防する健診の普及や取組の推進
- (2) 救急搬送体制の整備
- (3) 救急医療の確保をはじめとした循環器病に係る医療提供体制の構築
- (4) 社会連携に基づく循環器病対策・循環器病患者支援
- (5) リハビリテーション等の取組
- (6) 循環器病に関する適切な情報提供・相談支援
- (7) 循環器病の緩和ケア
- (8) 循環器病の後遺症を有する者に対する支援
- (9) 治療と仕事の両立支援・就労支援
- (10) 小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策

3 循環器病の研究推進

「循環器病の研究推進」に関する現状や課題を整理のうえ、取り組むべき施策の方向性等を記載します。

第5章 循環器病対策の総合的かつ計画的な推進の確保のために必要な事項

循環器病対策を総合的に展開するため、関係者間の連携・協力の強化や、計画の評価・見直しなどの計画の推進管理について記載します。